

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

教育資金の贈与税の非課税制度の期限は来年の3月末までです。

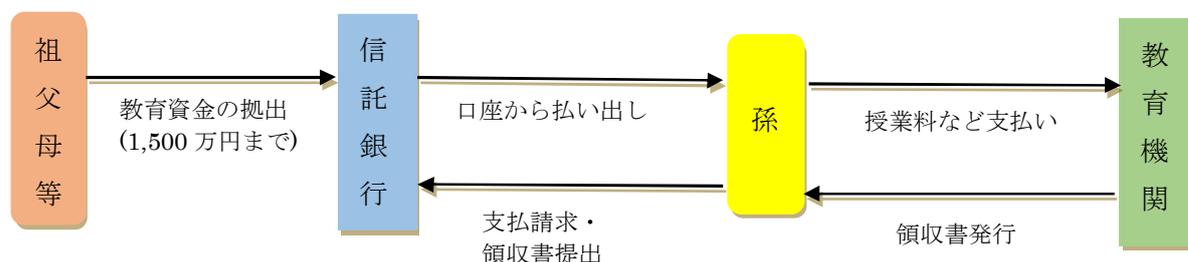
Q 教育資金を非課税で贈与できるのは来年の3月までと聞きました。この「教育資金の一括贈与の非課税制度」という制度はどういった内容でしょうか？

解説

教育費に充てる目的で多額の資金を孫らに贈与する際に非課税となる制度があります。この制度を使って非課税で贈与できるのは**2019年3月末まで**とされています。

1. 制度の内容

信託銀行などの金融機関でこの制度の適用をうける専用の口座を開設し、贈与する資金（**1500万円まで**）を預けます。そして、入学金や授業料など実際に必要な時にこの口座から支払います。この場合、一定の領収書や請求書などを、金融機関に提出します。



2. 教育資金の範囲

学校の入学金や授業料、通学定期券代、学用品や給食費などのほか、学習塾や予備校の授業料、習い事などの費用も含まれます。（**学校等以外に支払う場合、500万円まで**）

3. 贈与を受けた人の年齢

贈与を受けた人が**30歳**になった時点で非課税の扱いは打ち切られます。その時点でも口座に贈与資金が残っていれば**贈与税の課税対象**となります。

4. 適用期限

平成31年3月31日までの贈与に利用できます。

要するに…

祖父母から孫に対して教育資金を贈与するこの制度はすでに始まってから約5年が経過しましたが、かなりの数の方がこの制度を利用しているようです。ただ、使い切れない場合は贈与税の課税対象となってしまうので、祖父母や父母らが将来の教育方針について話し合い、**制度の利用計画をきちんと立てることが大切になります。**